

第 1 0 2 回安来市議会定例会

(令和 5 年・令和 6 年)

5 月緊急会議議案

(予算関係) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 8 3 号	令和 6 年度安来市一般会計補正予算 (第 1 号)	
	(1) 補正予算の概要 (臨時特別給付金事業)	1
	(2) 定額減税補足臨時特別調整給付金事業	2・3
	(3) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	4・5

○補正予算の概要（臨時特別給付金事業）

1. 事業概要

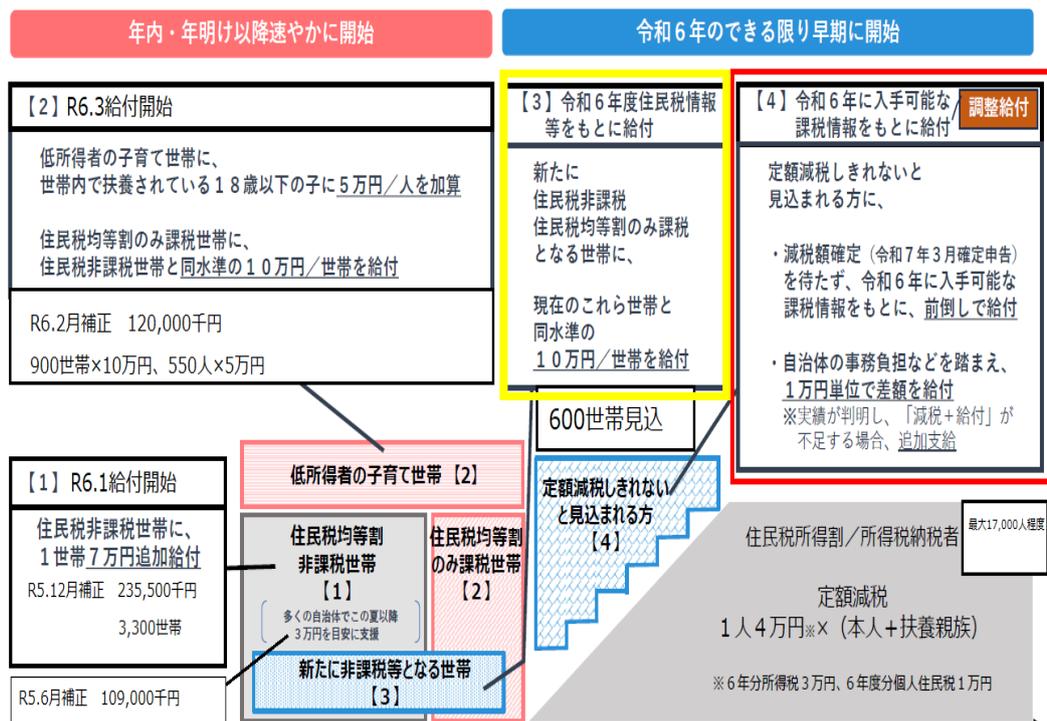
令和 5 年 1 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、令和 6 年度税制改正による定額減税と住民税非課税世帯への支援が、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応することとされ、補足する支援については、定額減税の実施と併せて「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」、「こども加算」、「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」、「調整給付」として一連の給付を実施することが示された。

「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」、「こども加算」については、令和 5 年度補正予算に計上し事業執行を進めている。

本補正においては、「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」、「調整給付」について今後の給付に対応するため、関係経費を予算計上するもの。

2. 事業内容

本補正においては、下図の（3）、（4）に係る給付に対応するもの。



○定額減税補足臨時特別調整給付金事業

(2款 総務費 1項 総務管理費)

1. 事業概要

令和5年12月22日閣議決定した国の令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費により措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税の恩恵を十分に受けることができない、定額減税しきれない者に対し、差額を給付金として給付するもの。

2. 事業費及び財源内訳

(1) 事業費	511,700千円
・事業費（扶助費）	500,000千円
・人件費（報酬、職員手当等、共済費）	2,000千円
・事務費（需用費、役務費、委託料）	9,700千円

(2) 財源内訳

- ・国庫支出金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）
※給付金・定額減税一体支援枠

511,695千円

(既限度額内示分 93,665千円)

- ・社会保険料個人納付金 5千円

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、概算交付限度額93,665千円と、令和6年度内に追加で交付限度額が示される418,030千円を計上する。

3. 事業内容

(1) 対象者及び給付額

定額減税可能額（※注）が、令和6年度住民税額を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者に対し、差額（1万円未満切上げ）を給付

する。

(対象想定者数 17,000人)

(2) 基準日

令和6年1月1日(賦課期日と同一)

(3) 給付方法

給付口座及び支給要件の確認書を送付し、給付口座及び支給要件を確認してから給付する。

(4) 支給時期

令和6年7月からおおむね4か月

(※注) 定額減税可能額

・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数

・個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数

・納税義務者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族(16歳未満扶養親族を含む) の数

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業

（3款 民生費 1項 社会福祉費）

1. 事業概要

令和5年12月22日閣議決定した国の令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費により措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者支援のため、定額減税の恩恵を十分に受けることができない令和6年度住民税所得割が新たに非課税となった世帯の世帯主に10万円の給付を、さらに当該世帯の18歳以下の世帯員1人につき5万円の加算給付を行うもの。

2. 事業費及び財源内訳

（1）事業費	65,600千円
・事業費（扶助費）	63,000千円
・事務費（需用費、役務費、委託料）	2,600千円
（2）財源内訳	
・国庫支出金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	
※給付金・定額減税一体支援枠	
	65,600千円

3. 事業内容

（1）対象者及び給付額

ア. 令和5年度に個人住民税所得割の課税状況により、同様の趣旨の給付金の対象とならなかった世帯のうち、新たに世帯全員の令和6年度個人住民税所得割が非課税となった世帯の世帯主に対し、1世帯につき10万円を給付

（対象想定世帯600世帯）

イ. こども加算として、ア. の世帯における18歳以下の世帯員1人当たり5万円を給付

（対象想定人数60人）

(2) 基準日

令和6年6月3日

(3) 給付方法

給付口座及び支給要件の確認書を送付し、給付口座及び支給要件を確認してから給付する。

(4) 支給時期

令和6年7月からおおむね4か月